

序

第一分科会主査 岩原紳作

本研究は、金融持株会社グループにおけるコーポレート・ガバナンスの問題を検討するものである。特に、金融持株会社を規制する銀行法、証券取引法、保険業法といった金融監督法、中でも銀行法による規制と、金融持株会社に適用される会社法による規制の、両者の関係を検討することを主な課題としている。銀行法による規制は、ときに銀行持株会社やその子銀行等の役員の仕事上の義務や権限と抵触するような義務を銀行持株会社や子銀行等の役員に課すようにも見える。そこで本研究においては、そのような問題をいかに考えるべきか、また銀行持株会社やその子銀行等の役員としてはいかにそれに対処すべきかにつき、検討を行なった。

具体的には、第1章の森下助教授の報告において、国際的にみた金融コングロマリットに対する監督法的な規制の状況を概観し、金融持株会社に対する監督法的規制としてどのようなことが求められるかを、明らかにした。第2章の神田教授の報告においては、金融コングロマリットという金融グループにおける利益相反という、監督法、会社法の双方の規制において中心的な課題となる問題の分析・整理が行なわれ、本研究の中心的な問題が析出される。第3章の山下教授の報告においては、持株会社に関する会社法の中心的な問題である持株会社とその取締役の子会社管理に係る民事責任の問題が分析される。第4章の前田（重）教授の報告においては、持株会社による子会社管理は会社法的にいかに可能となるかという問題を、契約による持株会社の子会社に対する指揮権の確保という方法に焦点を当てて検討した。第5章の岩原報告は、各章の検討を受けて、銀行持株会社の子会社の経営管理に関する銀行法の規制と会社法の規制の交錯を全体的に概観している。

各章における検討はオーバーラップしている部分も多く、全体として統一のとれた報告書とはなっていないことは、誠に遺憾である。しかし全体を通読して頂くことによって、この複雑かつ難解な問題について理解を進め、将来に向かっての実務の対応の検討や、立法論的な検討の端緒になるのではないかと期待している。